

減免制度の在り方の検討について

1 暗問事項

生活保護世帯に対するし尿処理手数料、ごみ処理手数料（燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ）、ごみ埋立処分手数料の減免制度の在り方について今後検討を進める。

(勘案する事項)

- ・ごみ処理等の経費が生活保護世帯に支給される生活扶助に含まれると考えられること（※）
- ・負担の公平性
- ・他市の減免の状況 など

（※）令和4年12月9日に公表された厚生労働省の社会保障審議会生活保護基準部会の報告書によると、同年に実施された生活扶助基準の検証は、2019年全国家計構造調査の消費支出データを基に行われています。当該検証では、生活扶助のうち世帯共通的経費である第2類相当支出に清掃代の項目が含まれており、この内容については、全国家計構造調査の項目分類において、汲取料、市町村指定ごみ袋、粗大ごみの処分代が例示されていることから、これらの経費が生活扶助に含まれているものと考えられます。

2 道内主要都市の生活保護世帯に対する減免の状況

	し尿処理手数料	家庭ごみ処理手数料 ・燃やせるごみ ・燃やせないごみ	粗大ごみ処理手数料	埋立処分手数料
旭川市	○	○	○	○
札幌市			○	
函館市				
小樽市	○			
室蘭市				
釧路市				
帯広市				
北見市	○	○	○	○
苫小牧市				
江別市	○	○		○